

議案第 35 号

平成 27 年度富津市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度富津市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	20,614 戸
(2) 年間総給水量	5,988,431 m ³
(3) 一日平均給水量	16,362 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
拡張工事費	136,166 千円
改良工事費	442,281 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,623,000 千円
第 1 項 営業収益	1,441,276 千円
第 2 項 営業外収益	181,724 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	1,580,000 千円
第 1 項 営業費用	1,469,555 千円
第 2 項 営業外費用	106,723 千円
第 3 項 特別損失	3,722 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 346,000 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,416 千円及び過年度分損益勘定留保資金 307,584 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	440,000 千円
第 1 項 企業債	390,600 千円
第 2 項 負担金	14,467 千円
第 3 項 補助金	34,933 千円

支 出

第1款 資本的支出	786,000 千円
第1項 建設改良費	584,989 千円
第2項 企業債償還金	199,533 千円
第3項 国庫補助金返還金	1,478 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第3次拡張事業	41,700 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて、利率の見直 しを行った後におい ては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、財 政の都合により据 置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低 利に借換えするこ とができる。
老朽管更新事業	297,600 千円			
施設整備事業	51,300 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 163,974 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,573 千円と定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

富津市長 佐久間 清 治